

## 【 特定建設作業を行う際の注意事項 】

### 1 特定建設作業を行う際の注意事項について

- (1) 工事に先立ち、工事の内容・作業時間・広報・工程及び公害などの防止対策について、周辺住民によく説明してください。
- (2) 住民からの注意・呼びかけには快く応じ、苦情があればその対策に努力してください。
- (3) 早朝・深夜に音量の大きい作業は控えてください。
- (4) 振動を発生させる作業を行う場合は、必要に応じて付近の家屋等の写真を撮っておいてください。
- (5) 建築物の解体は散水等を行い、粉じん等の飛散に注意してください。
- (6) 工事の後始末は常にきちんとし、残土などをトラックに積載する時は、道路等にこぼれないよう注意してください。

### 2 特定建設作業の届出及び基準について

#### (1) 届出について

- ア 所定の書式の後に案内図、作業の工程表、使用する機械のカタログを添付してください。
- イ 届出書は正副2部作成して提出してください。
- ウ 法律に基づき、その作業開始日の7日前までに届出が必要です。

(注) 7日前までとは、特定建設作業を開始する日の前日を第1日目としてさかのぼり、8日目に相当する日までです。

(例) 13日に特定建設作業を開始する場合、届出日は5日以前になります。

5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
届出日	中7日							開始日

#### (2) 規制基準について(詳細は、裏面を参照してください)

- ア 特定建設作業を行う場合は、低騒音・低振動型の重機を使用し、規制基準を遵守してください。  
なお、規制基準は敷地境界において騒音が85デシベル、振動が75デシベルと なっていますが、周囲への影響が少なくなるように努めてください。
- イ 日曜日及び祝日には、特定建設作業は実施できません。

#### 届出書提出先及びお問い合わせ先

藤沢市役所 環境部 環境保全課  
本庁舎8階  
電話:0466-50-3519